

第5回 著作権教育実践応募事例に関する選考委員コメント

栃木県 宇都宮市立西原小学校

著作権ってなあに

- ・文化庁の教材を使用することで他の学校への応用が可能なことを評価する。ゲストティーチャー具体的な記載がほしい。
- ・情報の収集→利用→発信の流れで、実践したことは有効。ただ、もう少し体験型、参加型の学習体験をさせたほうが効果はあがる。例えば、記者になって、取材をし（収集）、記事を書き（利用）、新聞に発表する（発信）、といった体験させることから、著作物を生み出す過程で他人の思い、考えが大きな要素になることを知る、など。
- ・新聞作りという児童にとって身近な題材を通して、著作権について考えさせる工夫は良い。また、ICT機器ゲストティーチャーの活用も効果があり、他校の参考になる事例である。この活動を、教科（国語や社会）の学習を関連させ、学習の過程に位置づけるか、学習したことを活かして作品を制作するなどして更に広めたり、深めたりするとよいと思う。
- ・指導案がきめ細かく優れているし、教材も参考になる。ただし、結果についての報告がないのが残念。
- ・既存教材を有効に活用している。またゲストティーチャーの活用によって、伝達型ではない体験型の学習イベントとして企画した点も、児童に知識を定着させる上でも有効と考えられる。
- ・児童の変容に関するレポートがなかった。また、まねることを単純に否定するのではなく、まねて学ぶ場面と、まねたものを自作と偽ることとの違いを明確にして指導展開する必要があると考えられる。
- ・ワークシートがとても記入しやすくよい。
- ・特に、各時間ごとに整理されているのは、さらによい。
- ・学習指導案がもう少しわかりやすいとさらによいのでは。
- ・一方的な指導をさげ、子ども同士の話し合いで学習活動をしているのは大変よい。
- ・文化庁の著作権教材を利用し、誰でも実践できる構成になっている。
- ・ゲストティーチャーを迎えて解説してもらうことで、子どもの興味・関心を引き出している。
- ・情報化社会に生きる子どもたちに、著作権の意識を高めるためにデジタル教材を上手く活用して授業を展開している。
- ・人権教育としての実践が評価できる。指導案がしっかりと立てられ、ねらいも明確である。ワークシートもしっかりしており、他の学校で取り組むにあたって模範となる実践である。